

朝日町看護学生修学資金貸与制度

朝日町では看護師を確保し、地域医療の充実を図るため、看護師を志し卒業後に「あさひ総合病院」で看護師業務に従事しようとする方を対象に修学金を貸与します。

○貸与を受けることができる方

- ①心身強健で修学成績が優秀な方
- ②性行が善良である方
- ③在学する養成施設の長の推薦がある方

○貸与額

月額10万円

○貸与期間

修学金の貸与を受けようとする月から在学している養成施設又は修士課程の正規の修学期間を修了する月までの間。



○貸与利息

利息は付けません。

○返還の免除

次に項目に該当する場合は、修学金の返還を免除します。

- ①修学資金の貸与を受けた間が3年以上の場合は、あさひ総合病院において3年間看護職員として業務に従事したとき。
- ②修学資金の貸与を受けた間が3年未満の場合は、あさひ総合病院において2年間看護職員として業務に従事したとき。
- ③①②の看護職員として業務に従事した期間中に業務に起因する心身の故障のため看護職員として業務を継続することができなくなったとき等。

<<問い合わせ先>>

あさひ総合病院

Asahi General Hospital

住 所 富山県下新川郡朝日町泊 477

総務課 Tel:0765-83-1160 Fax:0765-82-0401

URL:<http://hos.town.asahi.toyama.jp/>